

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減収事業者に対する支援金について

1. 支給目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、減収が続く事業者に対し、事業活動の安定化を図るため支援金を支給するもの

2. 支給対象となる事業者

市内に事業所を有する個人事業主又は中小企業以下の法人

※中小企業以下の法人とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業の基準を超えない法人をいいます。(大企業に位置付けられる法人は支給対象外)

3. 支給要件

○令和2年10月1日現在において事業を行っていること。

○前年等の年間売上が50万円以上であること。(平成31年1月1日から令和2年3月31日までの間で開業した者を除く。)

○下表の区分に応じて算定する各月の売上高減少率において20%以上50%未満となる月があること。なお、50%以上の月がある場合は、国の持続化給付金の受給要件を備えているため、本支援金の支給対象にはなりません。

開業日	売上高の比較	売上高減少率
平成30年12月31日以前	令和2年1月から9月までの各月の売上高と、平成31年1月から令和元年9月までの各月の売上高	いずれかの月で20%以上50%未満の月があること
平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間	令和2年1月から9月までの各月の売上高と、令和元年の年間売上高を開業日以降の令和元年の月数で除した月平均の売上高	
令和2年1月1日から令和2年3月31日までの間	令和2年4月から9月までの各月の売上高と、令和2年1月から3月までの3ヶ月の月平均の売上高	

○以下に掲げる「新型コロナウイルス感染症に伴う四街道市独自支援事業」を利用して奨励金や支援金等を受給していないこと(受給の予定がないこと)。

- ・交通事業者支援事業
- ・障害福祉サービス事業所奨励金支援事業
- ・介護サービス事業所支援事業
- ・保育施設等支援事業
- ・医療機関等支援事業
- ・オンライン診療促進事業
- ・新型コロナウイルス拡大による売上高減少飲食店等支援事業
- ・新型コロナウイルス対策協力個人事業主支援事業

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、当該営業に係る接客業務委託営業を行う者でないこと。

○四街道市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でないこと。

4. 支給金額

一事業者に対し10万円を支給します。

※申請は1回限りになりますので、同一事業者が複数の事業所を市内で経営していても、それぞれ支給対象にはなりません。

5. 支給回数
1回限り。

6. 申請方法

減収事業者支援金支給申請書に下表の区分に応じた書類等を添付して、以下のお問い合わせ先（産業振興課）にご郵送ください。

開業日	平成30年12月31日以前	平成31年1月1日から 令和元年12月31日までの間	令和2年1月1日から 令和2年3月31日までの間
個人事業主	・前年の確定申告書の第一表の写し ・前年の収支内訳書の写し(白色申告)、 又は前年の青色申告決算書の写し(青色申告)		・開業届出の写し、 事業に関する許可証の写し、又は事業概要が確認できるものの写しなど
法人	・前年度又は前々年度の確定申告書の別表一の写し ・前年度又は前々年度の法人事業概況説明書の写し		・履歴事項全部証明書の写し
全事業者	・令和2年1月から9月までの売上台帳の写し ・振込先口座の通帳の見開きページ(表紙裏)の写し		

7. 申請期間

令和2年10月1日から令和3年1月15日まで

8. 振込時期

申請書の受付日(到着)から、約3週間程度(通帳記帳にてご確認ください。)

9. 問い合わせ

〒284-8555

四街道市鹿渡無番地 四街道市環境経済部産業振興課 商工観光係

☎: 043-421-6134 FAX: 043-424-2013

MAIL: ysangyo@city.yotsukaido.chiba.jp